

公正な取引

当社は、従業員に各種のツールを通して公正な取引の推進を促しています。

基本的な考え方

お取引先と、ともに成長するパートナーとして信頼関係を構築し協働していくために、公正な取引はもちろん、契約および約束ごとの遵守を推進していきます。

行動基準ケースブックの配布

一人ひとりの行動のよりどころとして制定した「行動基準」に公正な取引に関する項を設け従業員に周知しています。

また、実践するために「談合に巻き込まれそうになったら?」「外国子会社での賄賂も問題?」など具体的な行動場面を想定した事例集「行動基準ケースブック」を作成し配布しています。

独占禁止法遵守マニュアルの配布

取引に関するコンプライアンスを徹底するために「独占禁止法遵守マニュアル」を作成し従業員に配布しています。

まず、独占禁止法の三本柱である「私的独占」「不当な取引制限(カルテル)」および「不公正な取引方法」を中心に、独占禁止法の概要を説明し、そして、独占禁止法上問題となる行為を「べからず集」の形で掲げ、従業員が具体的にイメージできるように解説しています。

■行動基準ケースブック、独占禁止法遵守マニュアル



情報開示

当社の活動をご理解いただくために、様々な媒体を通じて情報発信に努めています。また、お寄せいただいたご意見や情報は日頃の経営執行やIR活動に役立てています。

情報開示方針

当社は「太平洋セメントグループ経営理念」を具現化するにあたり、情報開示を通じてステークホルダーの皆様のご理解と信頼を得ることが必要不可欠と考えています。また、積極的に情報を開示することは、企業の社会的責任の一つと認識しています。2007年5月に制定した「情報開示方針」に則り、企業情報を適時・適切かつ公平に開示しています。なお、セメント業界を担当されている新聞社や通信社の記者の方々を対象に、当社に対する理解を深めていただくためのミーティングを定期的に開催しています。担当役員などがスピーカーとして当社の事業について説明しています。このミーティングの内容は、記事として各紙に掲載されています。

IR活動

当社では株主・投資家の皆様に、当社グループの企業価値について適正な判断をしていただくため、タイムリーで分かりやすい情報の開示に努めています。機関投資家の方を対象とした年2回の決算説明会では、経営トップが経営方針などを直接お伝えしています。2009年度の個別ミーティングは241回(延べ393名)実施しました。また、投資家の方々のご要望に応じて、生産現場である工場や鉱山の見学会なども随時実施しています。

なお、2010年3月30日に開催した中期経営計画の修正および事業構造改革についての説明会では、166名の機関投資家の方々にご参加いただきました。

各種情報公開ツール

当社グループへの理解を深めていただけるよう、様々なツールを活用したタイムリーな情報発信を心がけています。ホームページの随時更新はもとより、当社製品ユーザー向けの技術情報誌「CEM'S」(年4回)、国内外の投資家向けのアニュアルレポート(年1回)を発行しています。また、社内報「Taiheiyō」(年6回発行)は社内のコミュニケーションツールとしてだけでなく、地域社会やマスメディアへも配布しています。